新潟市「国際湿地都市 NIIGATA」ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「国際湿地都市 NIIGATA」を象徴的に示す標章(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 潟をはじめとする本市の湿地は古くから漁業、農業、狩猟など地域住民の生業の場として、人々の生活に深く関わりながら存在しており、本市の潟は自然と人が共生する「里潟」ともいえる場所である。このロゴマークは、国内初となる「ラムサール条約湿地自治体認証」を受け、世界に認められた「「国際湿地都市 NI I GATA」」として、認証の周知・PRのほか、本市の湿地の魅力やイメージを広く内外に発信するとともに、市民、法人その他団体等(以下「市民等」という。)が、本市の豊かな水辺環境をより身近に感じてもらうためのシンボルとして作成されたものである。潟をはじめとする本市の湿地・水辺に関する情報を内外に発信し、市民等と共に魅力向上や賑わい創出に取り組む機運醸成を図るとともに、潟の価値・重要性をあらためて認識し、「里潟」の重要性を次世代に伝えるために使用するものである。

(ロゴマークの形態等)

第3条 ロゴマークの形態及び再現方法は、別に定める「使用マニュアル」によるものとする。

(使用の基準)

- 第4条 ロゴマークを使用しようとする市民等(以下「使用者」という。)は、次の各号のいずれ かに該当する場合を除き、営利・非営利を問わずロゴマークを使用することができる。
 - (1) 新潟市(以下「市」という。)の品位や信用を傷つけ、又はイメージを損なう場合
 - (2) 自己の商標や意匠とする等,独占的に使用する場合
 - (3) 特定の個人, 政党, 宗教団体を市が支援し, 若しくは公認しているような誤解を与える場合
 - (4) 暴力団,暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に使用させようとする場合
 - (5) 法令又は公序良俗に反する場合
 - (6) その他、使用が不適当と思われる場合

(使用の対象)

- 第5条 ロゴマークを使用する場合は、本市の湿地やラムサール条約湿地自治体認証の周知・PR のほか、本市の湿地・水辺の保全・利活用につながる内容のものとする。
- 2 ただし、ロゴマークを商用などの営利目的で使用する場合は、原則として次に掲げるものとする。
- (1) 市内で生産された農林水産物等
- (2) 市内で製造された加工品,製造物等

- (3) 市内で生産された原材料等を使用し、市外で製造された加工品、製造物等
- (4) 市内で生産された原材料等を使用した料理・サービスの提供
- (5) その他、「国際湿地都市 NIIGATA」の周知・PRに寄与するものと本市が認めるもの。

(使用の届け出)

- 第6条 使用者は、新潟市長(以下「市長」という。)に使用届(別記様式)を提出しなければならない。
- 2 ただし、次の各号に該当する場合は、前項の規定に関わらず使用の手続きなく、使用することができる。
- (1) 報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (2) 個人が営利目的ではなくブログ・SNS, 名刺等で使用する場合
- (3) 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。) が教育目的で使用する場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

(遵守事項)

- 第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 別に定める「使用マニュアル」を遵守すること。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと。
 - (3) ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び市が提供したロゴデザインに係る素材又は制作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(経費等の負担)

第8条 市長は、使用者のロゴマークの使用に係る経費及び役務等を負担しない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は原則無料とする。

(改善指導及び使用差し止め)

第10条 市長は、ロゴマークの使用が本要綱に反すると認められるときは、使用者に対し、改善を指導することができる。改善が見られない場合は、使用を差し止め、使用者に対し、ロゴマークを使用した物品等の回収等の措置を請求することができる。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。

(責任の所在)

第11条 市長は、ロゴマークを使用したことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切 の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した物品等の不備により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、市に損害を与えた場合は、生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月10日から施行する。

「国際湿地都市 NIIGATA」ロゴマーク 使用届

【※】は必ず記入してください。

【※】届出日		年	月	日		
(フリガナ)						
団体・法人名						
(フリガナ)						
【※】お名前 (団体・法人の場合は担当者名)						
【※】住 所	(〒	-)			
【※】電話番号						
メールアドレス			@			
【※】使用期間	年	月	日 ~	年	月 日	
【※】使用目的 ・該当する目的にを付けてく ださい。 ・その他の場合は())に ご記入ください。	□ 商品のパ □ パンフレ □ その他 ()
【※】使用の詳細	商品名,パン細をご記入く)名称,制作部 別紙可)	数及びデザイ	イン案など,	使用の詳

新潟市「国際湿地都市 NIIGATA」ロゴマークの使用に関する要綱を遵守します。

【※】 □ 同意する